	4-1 次善復旧・	復興計画
修正前	修正後	備考
第4章 災害復旧·復興対策 第1節 災害復旧·復興計画 (県、市町村)	第4章 災害復旧·復興対策 第1節 災害復旧·復興計画	
 第1 目的 この計画は、大規模災害発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から災害に強い県土を構築していくことを目的とする。 第2 災害復旧・復興の基本方向の決定 県及び市町村は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況を考慮し、必要に応じ国等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは、災害に強い県土づくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し基本方向を定める。 	この計画は、大規模災害発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を 図るとともに、長期的な視点から災害に強い県土を構築していくことを目的とする。	地震・津波編準拠
第3 災害復旧計画 1 基本方針 県及び市町村は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状	第3 災害復旧計画 1 基本方針 県及び市町村は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状	地震・津波編準拠

宮城県地域防災計画(風水害等災害対策編) 新旧対照表	4-1 災害復旧・後	夏興計画
修正前	修正後	備考
復旧にとどまらず、災害に強い県土づくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う	復旧にとどまらず、災害に強い県土づくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。	
ものとする。	これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速	
これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速	やかに策定し実施する。	
やかに策定し実施する。	2 事業計画の策定	
2 事業計画の策定	県及び市町村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれ	
県及び市町村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれ	の所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画は概ね次の計画と	
の所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画は概ね次の計画と	する。	
する。	なお、計画の策定に当たっては、関係機関は連携を図りながら被災原因、被災状況等	
なお、計画の策定に当たっては、関係機関は連携を図りながら被災原因、被災状況等	を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定する。	
を的確に把握し,基本方針との整合を図りながら策定する ものとする 。	(1) 公共土木施設災害復旧事業計画	
(1) 公共土木施設災害復旧事業計画	(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 <u>(昭和 26 年法律第 97 号)</u>)	
(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	イ河川ト道路	
イ河川ト道路	ロ 海岸 チ 港湾	
ロ 海岸 チ 港湾	ハ 砂防設備 リ 漁港	
ハー砂防設備リー・漁港	ニ 林地荒廃防止施設 ヌ 下水道	
ニ 林地荒廃防止施設 ヌ 下水道	ホー地すべり防止施設・ルー公園	
ホー地すべり防止施設 ルー公園	へ 急傾斜地崩壊防止施設	
へ 急傾斜地崩壊防止施設	(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画	
(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画	(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和 25 年法 (昭和 25 年表 (昭和	
(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	<u>律第 169 号)</u>)	
(3) 都市災害復旧事業計画(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱	(3) 都市災害復旧事業計画 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱	
(郁甲灰青復甲事業国庫備助に関する基本方針及い郁甲灰青復甲事業質事務取扱 方針)	(都中火舌復口争業国庫相助に関する基本力軒及び都中火舌復口争業負争務取扱 方針)	
グゴン (4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画	(4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画	
(4) 水道池成並仍に有肺池成等及音優ロ事業計画 (水道法, 清掃法)	(水道法 (昭和 32 年法律第 177 号), 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和	
(水垣仏, 田沛仏)	45 年法律第 137 号))	
(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画	(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画	
(生活保護法, 児童福祉法, 身体障害者福祉法, 知的障害者福祉法, 老人福祉法,	(生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号),児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号),	
元春防止法)	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号),知的障害者福祉法(昭和35年法律	
No H Marriages	第 37 号),老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号),売春防止法(昭和 31 年法律第	
	118号))	
(6) 公立学校施設災害復旧事業計画	(6) 公立学校施設災害復旧事業計画	

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (昭和28年法律第247号))

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)

宮城県地域防災計画(風水害等災害対策編) 新旧対照表	4-1 災害復旧・復興	
修正前	修正後	備考
(7) 公営住宅災害復旧事業計画	(7) 公営住宅災害復旧事業計画	
(公営住宅法)	(公営住宅法 <u>(昭和 26 年法律第 193 号)</u>)	
(8) 公立医療施設災害復旧事業計画	(8) 公立医療施設災害復旧事業計画	
(医療法, 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	(感染症の患者に対する医療に関する法律 <u>(平成 10 年法律第 114 号)</u>)	
(9) その他災害復旧事業計画	(9) その他災害復旧事業計画	
3 事業の実施	3 事業の実施	
県,市町村,指定地方行政機関,指定公共機関及び指定地方公共機関等は,復旧を迅速	(1) 県,市町村,指定地方行政機関,指定公共機関及び指定地方公共機関等は,復旧を	
に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講	迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要	
じる。	な措置を講じる。	
	(2) 県,市町村,指定地方行政機関,指定公共機関及び指定地方公共機関等は,あらか	
	じめ定めた物資, 資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ,	
	迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。	
	(3) 県は、災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所につい	
	て、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。	
	(4) ライフライン,交通輸送等の関係機関は,復旧に当たり,可能な限り地区別の復旧	
	予定時期を明示する。	
	(5) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把	
	握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町、業界団体等に必要な働きかけを行	
	うなど,復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。	
4 災害復旧事業に伴う財政援助	4 災害復旧事業に伴う財政援助	
法律に基づき一部負担又は補助するもの	法律に基づき一部負担又は補助するもの	
(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和 26 年法律第 97 号)	
(2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法	(2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (昭和28年法律第247号)	
(3) 公営住宅法	(3) 公営住宅法 <u>(昭和 26 年法律第 193 号)</u>	
(4) 土地区画整理法	(4) 土地区画整理法 <u>(昭和 29 年法律第 119 号)</u>	
(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114	
	<u>号)</u>	
(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)	
(7) 予防接種法	(7) 予防接種法 <u>(昭和23年法律第87号)</u>	
(8) 都市災害復旧は、 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 に基づき、予算の	(8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	,
範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。		,
(9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	(9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和25年法律	,
	<u>第 169 号)</u>	

宮城県地域防災計画(風水害等災害対策編) 新旧対照表	4-1 災害復旧・	復興計画
修正前	修正後	備考
(10) 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置	(10) 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置	
(11) その他	(11) その他	
第4 災害復興計画	第4 災害復興計画	
災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の	災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の	地震・津波編準拠
教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強い県土づくり等の将来的なビジョンを明確	教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強い県土づくり等の将来的なビジョンを明確	
にし、復興を図るものとする。	にし、復興を図る。	
災害復興事業を効率的かつ効果的に実施するため、県及び市町村は被災後、必要に応	災害復興事業を効率的かつ効果的に実施するため、県及び市町村は被災後、必要に応	
じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進	じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進	
する。	する。	
	大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において	
	は、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が	
	関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を可及的速やかに、効率	
	的かつ効果的に実施するため、県及び市町村は被災後、必要に応じて速やかに災害復興	
	に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興	
1 復興計画の基本方針	を推進する。	
市町村は、復興の必要性が認められたとき、復興方針を策定する。	1 復興計画の基本方針	
県は、複数の市町村において復興の必要性が認められた場合は、県としての復興方針	市町村は,復興の必要性が認められた場合は,復興方針を策定する。	
を策定する。	県は、複数の市町村において復興の必要性が認められた場合は、県としての復興方針	
	を策定する。	
2 復興計画の策定	2 復興計画の策定	
	(1) 市町村の復興計画の策定	
市町村は、復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。	市町村は、復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。	
	(2) 県の復興計画の策定	
県は、複数の市町村で復興の必要性が認められ、復興方針を策定したときは、県と	県は、複数の市町村で復興の必要性が認められ、復興方針を策定したときは、県とし	
しての具体的な復興計画の策定を行う。	ての具体的な復興計画の策定を行う。	
	(3) 被災前の地域課題等の考慮	
策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産	<u>県及び市町村は、復興計画の</u> 策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被	
業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進する ものとする 。	災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り	
また、住民に対して、事業に係る説明責任を果たすよう努めるものとする。	事業を推進するとともに、地域のコミュニティーの維持・回復や再構築に十分配慮する。	

(4) 地域全体での合意形成

県及び市町村は、住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合

<u>意形成を図るとともに</u>事業に係る説明責任を果たすよう努める。

修正前	修正後	備考
3 復興事業の実施 復興事業を早期に実施するため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び 指定地方公共機関等は、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について必要な措置 を講じる。	(5) 復興計画作成・遂行のための体制整備 県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備(地方公共団体間の連携、 国との連携、広域調整)を行う。 3 復興事業の実施 復興事業を早期に実施するため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び 指定地方公共機関等は、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について必要な 措置を講じる。	
	第5 災害復興基金の設立等 県及び市町村は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。	地震・津波編準拠
	第6 復興組織体制の整備 県は,災害の規模等必要に応じて,復興組織体制の整備を図り,被災者及び被災市町村 を支援する。	地震・津波編準拠

宮城県地域防災計画(風水害等災害対策編) 新旧対照表	4-2 生活	再建制度
修 正 前	修正後	備考
第2節 生活再建支援(県総務部、保健福祉部、土木部、教育庁、市	第2節 生活再建 <u>制度</u>	
町村,郵便事業株式会社,郵便局株式会社,日本銀行仙台支	<主な実施機関> 県(総務部,保健福祉部, <u>経済商工観光部</u> ,土木部,教育庁,) 市町村,日本銀行仙台支店,県社会福祉協議会	
店,県社会福祉協議会)		
第1 目 的 県、市町村及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、積極的な 措置を講じる ものとする 。	第1 目 的 県,市町村及び防災関係機関は,被災者の自立的生活再建を支援するため, <u>相互に連携し</u> 積極的な措置を講じる。	語句修正(事務局)
	第2 り災証明の発行 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害程度の認定やり災証明交付の体制を確立し、速やかに被災者にり災証明を交付する。 県は、市町村で実施する被害認定やり災証明の発行業務に必要となる職員の派遣や技術的な支援を行う。	地震・津波編準拠
第2 被災者生活再建支援制度 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の 観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金(生活関係経費) を支給することにより、 自立した生活の開始を支援するものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとする 。	第3 被災者生活再建支援制度 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の 観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金(生活関係経費) を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もっ て住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、 積極的に活用を図る。	内容修正 (県総務部)
その主な内容は次のとおり。 (1) 適用災害: 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然 現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。 なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。 4 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 の区域に係る自然災害 ロ 10以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 ム 100以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害 ニ 5以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害	その主な内容は次のとおり。 1 適用災害: 暴風,豪雨,豪雪,洪水,高潮,地震,津波,噴火その他異常な自然現象により,次のいずれかに該当する被害が発生した災害。なお,適用災害とする場合は,県からその旨公示する。 (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市区町村における自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県区域内で,5世帯以上の住宅が全壊する	

備考

修正前

区域であって、イ~ハに規定する区域に隣接するものに係る自然災害

2 対象世帯

- 4 住宅が「全壊」した世帯
- ロ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体し又は解体された ##。
- △ 災害が継続し、危険な状況が継続する等の事由により住居不能な状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

(3) 支給条件

<u>イ 支給金額</u>

下記に示す限度額の範囲内で、(イ)、(ロ)の経費に対して支給される。

	숨 칾	生活関係経費 (通常 分)	生活関係経費 (特別分)
複数(2人以上)世帯	100 万円	70 万円	3 0 万 円
単数(1人)世帯	75 万円	55 万円	20万円

(イ) 生活関係経費(通常分)

- A 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費
- B 住民の移転費(生活関係経費(特別分)に含まれるものを除く)
- (ロ) 生活関係経費(特別分)
 - A 被災世帯の居住地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により生 活に必要な物品の購入費又は修繕費
 - B 住民移転のための交通費
 - C 住宅を賃借する場合の社会
 - D 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
- ロ 支給にかかるその他の要件

被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

(5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1) ~ (3) の区域に隣接する市 区町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

修正後

- (6) (1) 若しくは(2) の市区町村を含む都道府県又は(3) の都道府県が2以上ある場合に,5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る),2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口5万人未満に限る)。
- 2 対象世帯
 - (1) 住宅が「全壊」した世帯
 - (2) 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯
 - (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
 - (4) 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)
- 3 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単数世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

被害程度	<u>全壊</u>	解体(半壊・ 敷地被害)	長期避難	大規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

再建方法	建設・購入	<u>補修</u>	<u>賃貸(公営</u> 住宅以外)
<u>支給額</u>	200 万円	100 万円	<u>50 万円</u>

4 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

5 被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人(以下「支援法人」という。)として、(財)都道府県会館が

修正前

備考

	支給限度額	
年収等の要件	複数世	単数世帯
	帯	一次四川
(年収)≦500万円	100 万円	75 万円
500 万円<(年収)≦700 万円		
かつ, 世帯主が 45 歳以上又は要援護世帯	50 7 77	05 5 TH
700 万円<(年収)≦800 万円	50 万円	37.5 万円
かつ, 世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

要接護世帯:心神喪失・重度知的障害,1級の精神障害者,1,2級身体障害者などを構成に含む世帯

第3 居住安定支援制度 ※被災者再建支援制度に統合されたため削除

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の 観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金(居住関係経費) を支給することにより、被災者の居住の安定の確保による自立した生活の再建を支援す るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとする。

その主な内容は次のとおり。

- (1) 適田災宝・被災者生活再建支援制度に同じ
- (9) 対象卅萬
 - イ 住宅が全壊し、住宅再建又は新築等をする世帯
 - ロ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体し、又は解体 された世帯で、住宅再建又は新築等をする世帯
 - △ 住宅が半壊した世帯のうち、損壊等の程度が大規模である世帯で、住宅の補修 をする世帯
 - 二 住宅が全壊又は半壊し損壊等の程度が大規模である世帯で、賃貸住宅(公営住宅を除く)に入居する世帯
- (3) 支給条件
 - イ 支給会類

下記に示す限度額の範囲内で、(イ)から(二)の経費に対して支給される。

指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。

修正後

6 支援金支給手続き

<u>被災者世帯主は、被災住所地の市区町村に支給申請書を提出する。提出を受けた市区</u>町村は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。

県は、各市区町村から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である(財) 都道府県会館へ送付する。送付を受けた(財)都道府県会館は申請書類を審査の上、支 給を決定し、被災者に支援金が支給される。

7 受付体制の整備

市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努める。

また、り災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成 に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、 所要の体制の整備を図るよう努める。

8 独自支援措置の検討

県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生 した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措 置を講じるよう努める。

象とする。

	(D) 1) (Mm) / M D M M M M M M M M			
修正		修 正 後	備	考
住宅が全壊	では一般し有機の程度が大規模である世帯は がほ母体をに			
複数 (2 人以 上) 世帯 200 万円 100 万円	50 万円			
単数 (1 人) 世	37.5 万円			
る。 ※2 大規模半壊世帯又は従前賃貸 額は、複数(2 人以上)世帯 100 ス (イ) 居住する住宅の建て替え及 に要する費用の 70%を超えな (ロ) 居住する住宅の建て替え及	は,(イ)から(ニ)に対応する額の1/2とす 住宅入居世帯が自宅を新築等する場合の限度 5円,単数(1人)世帯 75 万円とする。 び補修に係る解体及び整地に要する経費 (実際 い範囲) び補修に係る借入金関係経費で,ローン利子 2.3.5%以下の部分の利率に相当する利子)及			
	<u>る当該住宅の家賃等 (月額2万円を超える部分</u>	}		
(二) 住宅の建て替え及び補修に A 建築確認及び完了検査	等申請料			
B 表示登記,所有権保存 C 仲介手数料 D 水道加入分担金	登記,抵当権設定登記に係る費用			
ロー支給にかかるその他の要件	場合にあっては,上記支給限度額の1/2とする。	,		
また、原則として発災後3年以内	(家賃等のみ2年以内) に支出される経費を対	<u></u>		

宮城県地域防災計画(風水害等災害対策編) 新旧対照表	4-2 生活	, , , , , ,
修正前	修正後	備考
第4 資金の貸付け	第4 資金の貸付け	
 1 災害援護資金 市町村は、災害救助法が適用された災害により、家屋の全壊や半壊等の被害を受けた 世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害救護資金の貸付けを行う。 市町村は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やか に実施する。 県は、市町村による貸し付けに関する事務が、適切かつ速やかに実施されるよう、市 町村に対し指導助言を行う。 2 母子及び寡婦福祉資金 	1 災害援護資金 市町村は、災害救助法が適用された災害により、家屋の全壊や半壊等の被害を受けた 世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害救護資金の貸付けを行う。 市町村は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やか に実施する。 県は、市町村による貸し付けに関する事務が、適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指導助言を行う。 2 母子及び寡婦福祉資金	内容修正 (県保健福祉部)
県は、被災市町村との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸し付けを行う。 3 生活福祉資金 県社会福祉協議会は、被災者に対 <u>するして</u> 生活福祉資金の 災害援護資金 を予算の範囲内で貸し付ける。 貸付対象世帯は、被災により住宅や家財道具に被害があったときや、生計の手段である工場、作業所、倉庫などに被害を受けた世帯で次の条件に適合する世帯であること。	県は、被災市町村との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸し付けを行う。 3 生活福祉資金 県社会福祉協議会は、被災者に対して生活福祉資金の福祉費により災害を受けたことにより臨時に必要となる経費を予算の範囲内で貸し付ける。 貸付対象世帯は、災害弔意金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害(同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む)や火災等自然災害以外の災害により、住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれにも該当する世帯であること。	
(1) 低所得世帯であること。 (2) 生活福祉資金の借受けにより独立、自活できる世帯であること。	(1) 低所得世帯であること。(2) 資金の貸し付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立,再建できると認められる世帯であること。	
(3) 他から資金を借入れすることができない世帯であること。	(3) <u>必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯,又は</u> 他から資金を借入れすることができない世帯であること。 ※1生活福祉資金の福祉費により,災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付限度 <u>資金の目的</u> <u>貸付上限額</u> <u>据置期間</u> <u>償還期限</u>	

災害を受けたことにより

臨時に必要となる経費

150万円

以内

6月以内

7年以内

県は、市町村による減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指

導助言を行う。

宮城県地域防災計画(風水害等災害対策編) 新旧対照表	4-2 生活	再建制度
修正前	修正後	備考
県は、住宅金融公庫及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ被災市町村と協調して融資に対する利子補給等の処置を講じる。 第5 生活保護 県及び市の各福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭った場合、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。	修 止 後 4 一般住宅復興資金の確保 県は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本 拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置す る。 また、必要に応じ被災市町村と協調して融資に対する利子補給等の処置を講じる。 第5 生活保護 県及び市の各福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法を受けない場合にはおいては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。	無 考 名称変更 (県土木部)
 第6 その他救済制度 市町村は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害甲慰金を支給するとともに、 精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する(弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る)。 県は、市町村による支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し、指導助言を行う。 第7	第6 その他教済制度 市町村は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する(弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る)。 県は、市町村による支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し、指導助言を行う。	記載場所変更 (事務局)
 第8 税負担等の軽減 県及び市町村は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。 また、市町村は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。 1 国民健康保険税(料)の減免 被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税(料)の納期未到来分の一部又は全部を免除する。 	 第7 税負担等の軽減 県及び市町村は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。 また、市町村は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。 1 国民健康保険税(料)の減免 被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税(料)の納期未到来分の一部又は全部を免除する。 	

導助言を行う。

県は、市町村による減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指

備考

修正前

- (1) 災害により障害者となったとき 9/10 を減免
- (2) 住宅又は家財が損害を被ったとき

2 国民健康保険税(料)の減免の基準

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について,災害により受けた損害の金額が,その住宅又は家財の価格の30%以上であるもので,前年中の合計所得が1,000万円以下のものに対し,次の表に定める区分により減免を行う。

国民健康保険税(料)の減免割合

	住宅又は家	財の損害
合計所得額	3/10以上5/10	5/10以上
	未満	
①500 万円以下	1/2	10/10
②500 万円超	1/4	1/2
③750 万円超	1/8	1/4

3 国民健康保険税(料)の一部負担金の減免

被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税(料)の減免と同様に 災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

一部負担金の減免基準は、各市町村保険者が基準を定め減免を行う。

県は、市町村による一部負担金の減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指導・助言を行う。

- 4 授業料の減免等
- (1) 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講じる。
- (2) 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

第 の 応急金融対策

- 1 通貨の供給の確保
- (1) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に日本銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

2 国民健康保険税(料)の減免の基準

- (1) 災害により障害者となったとき 9/10 を減免
- (2) 住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について,災害により受けた損害の金額が,その住宅又は家財の価格の30%以上であるもので,前年中の合計所得が1,000万円以下のものに対し,次の表に定める区分により減免を行う。

修正後

国民健康保険税(料)の減免割合

	住宅又は家	財の損害
合計所得額	3/10以上5/10	5/10以上
	未満	
①500 万円以下	1/2	10/10
②500 万円超	1/4	1/2
③750 万円超	1/8	1/4

3 国民健康保険税(料)の一部負担金の減免

被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税(料)の減免と同様に 災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

一部負担金の減免基準は、各市町村保険者が基準を定め減免を行う。

県は、市町村による一部負担金の減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指導・助言を行う。

- 4 授業料の減免等
- (1) 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講じる。
- (2) 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

第8 応急金融対策

- 1 日本銀行仙台支店の措置
- (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
 - イ 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等

地震・津波編準拠

備考

修 正 前 なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、日本銀

(2) 輸送,通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため,緊急に現金を輸送し,又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡上,輸送,通信の確保を図る。

(3) 通貨および金融の調節金融機関の業務運営の確保

行の職員を派遣する等必要な措置を講じる。

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。 関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あつせん、指導等を行う。

また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

2 非常金融措置

(1) 非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のよう な非常措置をとるようあっせん、指導を行う。

- 4 <u>預貯</u>金通帳等を<u>滅</u>紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱<u>い</u>を行うこと。
- 中 被災者に対し,定期預金,定期積金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出 等の特別取扱いを行うこと。
- → 被災地の手形交換所において 被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持

<u>により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。</u>なお、被災地における 損傷日本銀行券<u>および</u>損傷貨幣の引換えについては、<u>状況に応じ</u>職員を<u>現地に</u>派 遣する等必要な措置を講ずる。

修正後

ロ 現金供給のための輸送, 通信手段の確保

被災地に<u>おけ</u>る現金供給のため緊急に現金を輸送し<u>また</u>は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡<u>のうえ</u>、各種輸送、通信<u>手段の活用</u>を図る。

<u>ハ</u> 通貨および金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。

- (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - イ 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図る ため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの 安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システム の運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ず ることを要請する。

ロ 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図る ため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置 を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施 に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長ま たは休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

<u>必要に応じ</u>関係行政機関と協議の<u>うえ</u>,金融機関<u>または金融機関団体</u>に対し<u>,次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。</u>

- <u>イ</u> <u>預</u>金通帳等を<u>滅</u>紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱<u>い</u>を行うこと。
- <u>ロ</u> 被災者に対して定期預金,定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- ハ 被災地の手形交換所において被災関係手形につき,呈示期間経過後の交換持出

出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

─ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(2) 金融機関に関する広報

金融機関の営業、預貯金の便宜払い戻し措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換措置等について、金融機関と協力して連やかにその周知徹底を図る。

3 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災者の緊急な資金需要その他の被災状況を考慮して、日本郵政公 社東北支社は、被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給 等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け、 国債等の非常買取り等の非常取扱い並びに簡易保険業務についての保険金(倍額保険金 を含む。)及び保険貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実 施する。 を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

- <u>ニ</u> 損傷日本銀行券<u>およ</u>び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- <u>本</u> 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。
- (5) 国庫金の取扱に係る措置

災害発生時等における国庫金の受払業務について、金融機関や関係官庁と協力して実情に応じ必要な措置をとること。

(6) 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に県民に提供するよう努める。特に(3)および(4)で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

- 2 生命保険会社, 損害保険会社, 少額短期保険会社及び火災共済組合に係る措置
 - (1) 非常金融措置の実施

東北財務局は、被災地の便宜を図るため、保険会社等に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請する。

イ 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券(共済証書),届出印鑑等を喪失した契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。

- 口 保険金(共済金)の支払及び保険料(共済掛金)の払込猶予に関する措置保険金(共済金)の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料(共済掛金)の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- ハ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合,営業停止等を行う営業店舗名等を,店頭 掲示等での告示,新聞やインターネットのホームページに掲載し,取引者に周知 徹底すること。

(2) 各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図る。

- 3 第一種金融商品取引業者(証券会社等)に係る措置
- (1) 非常金融措置の実施

東北財務局は、被災地の便宜を図るため、証券会社等に対し、以下に掲げる措置をと

修 正 前	修 正 後	備考
 第40 雇用対策 公共職業安定所の長は被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。 1 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集 2 被災者のための特別相談窓口等の設置 3 雇用保険失業給付の特例支給 4 雇用調整助成金の特別適用の要請 5 被災事業主に対する労働保険料の特例措置 	本国出印鑑喪失の場合の措置 日出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。 日価証券喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。 日価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力すること。 日価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力すること。 日価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の措置 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合、可能な限り便宜措置を講ずること。 三 営業停止等における対応に関する指置 窓口業務停止等の情置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、店頭 掲示等の告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹 底すること。 までの他の措置 一個の事態 「本の他の措置 「本の他の措置 「本の性の措置を講じる」を明めれていて、連やかにその周知徹底を図る。 第9	地震・津波編準拠
	県及び市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報 するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。居住地以外の市町	地震・津波編準拠

宮城県地域防災計画(風水害等災害対策編) 新旧対照表

4-2 生活再建制度

修 正 前	修正後	備考
	村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公	
	共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。	

呂	4-3 住毛傷	
修正前	修正後	備考
第3節 住宅復旧支援 (県土木部)	第3節 住宅復旧支援	
	<主な実施機関> 県土木部, <u>市町村</u>	
第1 目 的 県、市町村 、 関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。	第1 目 的 県、市町村 <u>及び</u> 関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。	語句訂正 (事務局)
第2 一般住宅復興資金の確保 県は、住宅金融公庫及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ被害市町村と協調して住宅再建のための支援の処置を講じる。	第2 一般住宅復興資金の確保 県は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ被害市町村と協調して住宅再建のための支援の処置を講じる。	名称変更 (県土木部)
 第3 住宅の建設等 県及び市町村は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。 1 災害公営住宅の建設等 県及び市町村は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。 知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施するとともに、当該市町村において対応が困難な場合には、知事が建設等を行う。 	第3 住宅の建設等 県及び市町村は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。 1 災害公営住宅の建設等 (1) 災害公営住宅の確保 県及び市町村は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。 (2) 災害公営住宅の建設等における指導・支援 知事は、災害公営住宅の建設等における指導・支援 知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施するとともに、当該市町村において対応が困難な場合には、知事が建設等を行う。 (3) 安全な地域への移転の推奨 県は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。 (4) 生活維持の支援 県は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。	地震・津波編準拠
2 公営住宅の空き家の活用	2 公営住宅の空き家の活用	

古	4 5 压 七 俊	
修正前	修 正 後	備考
公営住宅の入居者資格を有する被災者(災害が大規模な場合等において、被災市街地復	公営住宅の入居者資格を有する被災者(災害が大規模な場合等において、被災市街地復興	
興特別措置法第21条の規定に該当する者については,同条に規定する公営住宅の入居者	特別措置法 (平成7年法律第14号) 第21条の規定に該当する者については、同条に規定	
資格の特例を適用する。)に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居	する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。)に対しては、既存公営住宅等の空き家を活	
できる措置等を講じる。	用し、優先的に入居できる措置等を講じる。	
	 第4 防災集団移転促進事業の活用	地震・津波編準拠
	新す 	
	域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。	
	1 事業主体	
	市町村(例外として、市町村の申し出により当該事業の一部を県が実施することができ	
	<u>る。)</u> 2 移転促進区域	
	(1) 被災地域	
	集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害(地震,	
	豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象)にかかるもの	
	(2) 災害危険区域	
	建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域	
	3 補助制度等	
	以下の経費について,事業主体に対して補助を行う。(補助率:3/4)	
	イ 住宅団地の用地取得造成	
	ロ 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助(借入金の利子相当額)	
	<u>ハ 住宅団地の公共施設の整備</u>	
	ニ 移転促進区域内の宅地等の買い取り	
	ホ 住宅団地内の共同作業所等	
	へ 移転者の住居の移転に対する補助	
	ト事業計画の策定	
	(2) 地方債の特別措置	
	地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をも	
	ってその財源とすることができる。	

宮城県地域防災計画(風水害等災害対策編) 新旧対照表	4-4 産業復興	単の支援
修 正 前	修正後	備考
第4節 産業復興の支援(県経済商工観光部、農林水産部、市町村) 第1 目 的 被災した中小企業者及び農林漁業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、 各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるものとする。	第4節 産業復興支援 <主な実施機関> 県(経済商工観光部、農林水産部)、市町村 第1 目 的 県は、被災した中小企業者及び農林漁業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・ 再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。	地震・津波編準拠
第2 中小企業金融対策 県は、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、県信用保証協会、金融機関等と協議の上、緊急災害融資制度を創設し、災害復興資金のより円滑な融通を図る。	 第2 中小企業金融対策 県は、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、県信用保証協会、金融機関等と協議の上、緊急災害融資制度を創設し、災害復興資金のより円滑な融通を図る。 県は、事業協同組合や商店街振興組合等が被災施設の復旧又は施設の復旧に当たり新たな施設整備をする場合に、高度化事業(災害復旧貸付)により資金の貸付を行う。 現は、その地域の特性に考慮し、地場産業や商店街の復興に配慮するとともに、地域の自立的経済発展を促進するため、将来に向けた基盤整備等を行う。 県は、相談窓口を設置し、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。 	地震・津波編準拠
第3 農林漁業金融対策 県は、県農業協同組合中央会、県信用漁業協同組合連合会等関係機関に協力を求め、 必要に応じ、既借入制度資金の条件緩和措置等の支援措置を講じるとともに、被害が甚 大な場合は、天災資金、日本政策金融公庫資金、県単独資金等の農林水産業者の災害復 興資金を確保し、円滑な融資を図る。	第3 農林漁業金融対策 県は、市町村や関係融資機関と協力して、既借入制度資金の償還条件の変更や県単災害対策資金の創設など、円滑な災害復興資金の融通を図るとともに、被害が甚大な場合には、 貸付条件の緩和や天災融資法の発動、日本政策金融公庫資金(農林水産分野)による資金融通を要請し、資金需要への対応を図る。	地震・津波編準拠
	第4 相談窓口の設置 県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するととも	地震・津波編準拠

に、相談窓口等を設置する。

呂城県地域防災計画(風水善等災害对東編) 新旧对照表	4-5 都巾基盤の	
修正前	修 正 後	備考
第5節 都市基盤の復興対策 (県企画部、農林水産部、土木部)	第5節 都市基盤の復興対策	
第1 目 的 住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、港湾等の主要交通施設及びライフライン、県土保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定することとする。	(主な実施機関) 県(震災復興・企画部、土木部) 第1 目 的 県は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、港湾等の主要交通施設及びライフライン、県土保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティーが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。	地震・津波編準拠
	第2 防災まちづくり 1 市町村は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。	地震・津波編準拠
	## 併せて,障害者,高齢者,女性等の意見が反映されるよう,環境整備に努めるものとする。 2 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には,被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに,住民の早急な生活再建の観点から,防災まちづくりの方向について,できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め,土地区画整理事業,市街地再	
	開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。 3 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動 拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災 安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、 ライフラインの強化等、建築物や公共施設の強化・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基	
	本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、 単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、 地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点 を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。 4 県は、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、	

修正前	修 正 後	備考
	各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。 5 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。 6 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。 7 県及び市町村は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティーの拠点形成に努める。	
 第2 想定される計画内容例 1 主要交通施設の整備 道路,鉄道,港湾等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等 2 被災市街地の整備 面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現 3 ライフラインの整備 上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上 4 防災基盤の整備 河川,海岸,砂防施設等県土保全施設の早期復旧と耐震性の強化,及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等 	 第3 想定される計画内容例 1 主要交通施設の整備 道路,鉄道,港湾,空港等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等 2 被災市街地の整備 面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現 3 ライフラインの整備 上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上 4 防災基盤の整備 河川,海岸,砂防施設等県土保全施設の早期復旧と耐震性の強化,及び避難場所,避難施設の整備と都市公園,河川公園など防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等 	地震・津波編準拠

義援金の被災者に対する交付は、原則として市町村が行う。

宮城県地域防災計画(風水害等災害対策編) 新旧対照表	4-6 義援金の受入	れ、配分
修正前	修 正 後	備考
第6節 義援金の受入れ、配分 (県保健福祉部、市町村、郵便事業 株式会社、日本赤十字社宮城県支部等) 第1 目 的 大規模災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想される ため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。	第6節 義援金の受入れ、配分 <主な実施機関> 県保健福祉部、市町村、 日本赤十字社宮城県支部等 第1 目 的 大規模災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想される ため、県及び市町村は、これらの受入体制を確立し、関係機関と連携して迅速かつ適 切に被災者へ配分する。	語句修正(事務局)
 第2 受入れ 1 窓口の決定 県,市町村,日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受入窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。 2 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金 免除 	第2 受入れ 1 窓口の決定 県,市町村,日本赤十字社宮城県支部等は,義援金の受入窓口を決定し,報道機関等を通じて広く周知を図る。	
 災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社宮城県支部、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。 受入れ及び管理 県、市町村、日本赤十字社宮城県支部等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。 	2 受入れ及び管理 県、市町村、日本赤十字社宮城県支部等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。	地震・津波編準拠
 第3 配分 1 配分委員会 県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金募集配分委員会」を設置し、義援金の配分について協議、決定する。 	第3 配分 1 配分委員会 県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について十分協議の上、決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努める。	地震・津波編準拠
2 配分 宮城県災害義援金募集配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準 を定め、適切かつ速やかな配分を行う。	2 配分 宮城県災害義援金配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。	

義援金の被災者に対する交付は、原則として市町村が行う。

宮城県地域防災計画(風水害等災害対策編) 新旧対照表	4-7 激震災害	の指定
修 正 前	修 正 後	備考
第7節 激甚災害の指定 (県、市町村)	第7節 激甚災害の指定 <主な実施機関> 県、市町村	
第1 目的 県内において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の 財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力すると ともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じるものとする。	第1 目的 県内において、災害により甚大な被害が生じた場合、県及び市町村は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。	番号記載
 第2 激甚災害の調査 1 県 県は、市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。 2 市町村 市町村は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。 また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力するものとする。 	 第2 激甚災害の調査 1 県 県は、市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。 2 市町村 市町村は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。 また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。 	語句修正 (事務局)
第3 激甚災害指定の手続き 災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡を とり、速やかに指定の手続きをとる。第4 特別財政援助の交付(申請)手続き	第3 激甚災害指定の手続き 災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡を とり、速やかに指定の手続きをとる。第4 特別財政援助の交付(申請)手続き	(+177PI)
激甚災害の指定を受けたときは、市町村は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。 県はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助	激甚災害の指定を受けたときは、市町村は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。 県はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助	

金等を受けるための手続きを行う。

第5 激甚災害指定基準

第5 激甚災害指定基準

金等を受けるための手続きを行う。

宮城県地域防災計画(風水害等災害対策編) 新旧対照表 4-7 激震災害の)指定
修正前	修 正 後	備考
1 激甚災害指定基準	1 激甚災害指定基準	
(本激甚災害)	(本激甚災害)	
激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。	激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。	
(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第2章:第3条,第4条)	(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第2章:第3条,第4条)	
※ 公共土木施設,公立学校施設,公営住宅,社会福祉施設等の災害復旧事業,堆	※ 公共土木施設,公立学校施設,公営住宅,社会福祉施設等の災害復旧事業,堆	
積土砂排除事業等	積土砂排除事業等	
(2) 農林水産業に関する特別の助成	(2) 農林水産業に関する特別の助成	
① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別事業(法第5条)	<u>イ</u> 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別事業(法第5条)	語句修正
② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)	<u>ロ</u> 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)	(事務局)
③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(法第	<u>ハ</u> 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(法第	
8条)	8条)	
① 土地改良区の行う湛水排水事業に対する補助(法第10条)	<u>ニ</u> 土地改良区の行う湛水排水事業に対する補助(法第 10 条)	
⑤ 共同利用小型漁船の建造費の補助(法第 11 条)	<u>ホ</u> 共同利用小型漁船の建造費の補助(法第 11 条)	
⑥ 森林災害復旧事業に対する補助(法第11条の2)	<u>〜</u> 森林災害復旧事業に対する補助(法第 11 条の 2)	
(3) 中小企業に関する特別の助成	(3) 中小企業に関する特別の助成	
② 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条)	<u>イ</u> 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第 12 条)	
❸ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例(法第13条)	<u>ロ</u> 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例	
② 中小企業者に対する資金の融通に関する特例(法第15条)-	(法第 13 条)	
(4) その他の特別の財政援助及び助成	(4) その他の特別の財政援助及び助成	
⊕ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(法第16条)	<u>イ</u> 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(法第 16 条)	
⊕ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (法第17条)	<u>ロ</u> 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(法第 17 条)	
₩ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (法第22条)	<u>ハ</u> 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(法第22条)	
🚇 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)	三 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)	
2 激甚災害指定基準	2 激甚災害指定基準	
(局地激甚災害)	(局地激甚災害)	
激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。	激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。	
(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第2章:第3条,第4条)	(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第2章:第3条,第4条)	
(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)	(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条)	
(3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)	(3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)	
(4) 森林災害復旧事業に対する補助(法第11条の2)	(4) 森林災害復旧事業に対する補助(法第 11 条の2)	
(5) 中小企業に関する特別の助成 (法第 12 条, 第 13 条 , 第 15 条)	(5) 中小企業に関する特別の助成(法第 12 条,第 13 条)	
(6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)	(6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)	

 ★ 1 上 約 所知上かたり災害による標本を最小化していくためには、過去の災害から戦態を遭きだし、それに対していって継続的が対策を変重していくかが重要である。大規を災害器生物の災害による原理が必ずままきるためによりに推進したのかを推り返り、その処果を地域が災害側等に大力な大力を表立していった。との以来を地域が災害側でするため、所以、減災対策に生めすことにより、原、市自利の政策を動か用した。域に出する政策の必要なが後の災害を建ます。というな憲言が職域に資する。	修正前	修 正 後	備考
 第1 目的 第2 日の 対スにわたり異新による確当を思小化していくためには、過去の更新から数値を得され、ことれたりにいいに健康的た政策を実施していくかか重要である。大規模以登録生理が完成が実施と表現していている。というでは、関係の単位や生活を守るためは、予知機能とためかを援り返り、その結果を地域が設計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、東、市団やの防災性動の向上を、民族に対する原因の主なの特別を登録していて、成成に対する原因の主なのを実施が実施を含む、主た、過去の火災等等については、時間の経過化や見保や情况が必須当該条名の支給化等に採り、災害状態とあるための知恵で衰竭が援性に指り罪がたないことが整念されるため、災害状態の確認を実施した際は、災害救命の企業資料として、高級条等の作成に努める。 第2 種様の実施 第 1 面でするの情報を実施した際は、災害救命の企業資料として、高級条等の作成に努める。 第 2 種様の実施 点、市のするの情報の構造を実施した際は、災害救命の企業資料として、高級条等の作成に努める。 第 2 種様の実施 点、市のするの情報の実施である。こと、「関係の、「課題」「改善等の方面」等を整理し、確認するからでは、規模がある。「課題」「改善の方面」等を整理し、確認するから、第 2 有機関による実施についても検討する。まな検証を引きるからなの情報収集、災害対策本権内での情報失ち・分析等とないるを確認するために必要な、災害対策本権内での情報失ち・分析等 2 管理で理 素務を実施するために必要な、資施(八月、下漢、接材など)の構造等		第8節 災害対応の検証	地震・津波編準拠
接来したり災害による核害を使い化していくためには、過去の災害から表別を得さ をし、それに対していかに総結的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害 を生物の災免・その情と大きな観点が、異にの生命や指を平ちために十分に機能したののを 振り返免・その情と対しませい。現代の生命や指令を平ちたがは、大き、競技者態に行きす。 まの、現 市田村の地災は動かの止た、現代へ一人の沙災音像の治しなど、防災に関 する取り組みの推進及び全後の災害患中時に対ける彼害の姿態に管する。 また、過去の大災音楽でついては、時間の経過に管り銀分れないことが懸念されるため、災害対応の格益を実施した際は、災害疾動の伝達管験者の高 齢化等に行い、災害に信えるための地震や衰動が後世に誇り銀分れないことが懸念されるため、災害対応の権益を実施した際は、災害疾動の伝達管時として、記録事等の化療 に努める。 第2 独国の実態 展、田町村及で事災関係機関は、大規模災害が発生した後、切動傾から応急・後日期 の災害が応ごついて、動物の災害ことに、非に問題及で発験等が生じたと思すれる項目 を抽出し、「できたかったこと、関節度人、「理動」「改義の方向」等を整理し、統証する。 なお、検証にのたっては、関係的災機関への能力を中ぐとともに、必要に応じ、中立 かつ応用的な提点での検証が求められるため、第二者機関による実施についても検討する。 また検証を見て例 1 情報を理 自治なたとからの情報収集、災害対策本部内での情報実有・分析等 2 特別を担 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
母来にわたり 災害による密音を最小化していくためには、過去の災害から教訓を構きだし、それに対していかに報酬的と対策を実施したいくかが重要である。大規度改善器を生物がの完全機能したのかを整り返り、その結果を地域的災害側等に反映するなど、助災・減災対策に生かすことにより、息、市町村の防災体制の向上や、現民一人人の防災を減に合かっとと、防災に関する取り組みの推進及び今後の災害等により、実際に関する取り組みの推進及び今後の災害等により、という、過去の自身の対策をび今後の火害等に対して、対策が政策をいるという、大事が定め、災害が高いの保証を実施した際に、動師が結合に対しているというない。大事が広の検証を実施した際に、勢のの延齢を持ちまた。 という、災害が高のを経過である。 次害が広の検証を実施した際に、災害を認めの伝統管件として、記録集等の作成に努める。 第2 種間の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
母来にわたり 災害による密音を最小化していくためには、過去の災害から教訓を構きだし、それに対していかに報酬的と対策を実施したいくかが重要である。大規度改善器を生物がの完全機能したのかを整り返り、その結果を地域的災害側等に反映するなど、助災・減災対策に生かすことにより、息、市町村の防災体制の向上や、現民一人人の防災を減に合かっとと、防災に関する取り組みの推進及び今後の災害等により、実際に関する取り組みの推進及び今後の災害等により、という、過去の自身の対策をび今後の火害等に対して、対策が政策をいるという、大事が定め、災害が高いの保証を実施した際に、動師が結合に対しているというない。大事が広の検証を実施した際に、勢のの延齢を持ちまた。 という、災害が高のを経過である。 次害が広の検証を実施した際に、災害を認めの伝統管件として、記録集等の作成に努める。 第2 種間の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
だし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模以告発生物のの念が策による犯担力が、現民の生命や生活をどろために一分に機能したのかを援り返り。その世界と呼ば成別が計画等に反映するなど、助災、確以実施工作とかっことにより、開、市町村の助災体制の由上や、開展・人一人の助災意識の向上など、防災に関する取り組みの権度及び今後の災害発生時に対しる被害の関連である。 主た、選手の大災共等については、時間の締結に任う関化や行主がな災害経験者の高齢化等に任い、災害に備えるための知恵を激励が後世に結り維力にないことが懸念されるため、災害対応の特証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。 第2 検証の実施 場、市町村及び特別際誘く特別に、大規模災害が発生した後、初齢所から応急・復旧期の災害対にないて、値別の災害之とに、特に問題及び整理等が生じたと思えれる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」「破器の方向」等を整理し、検証する。 なれ、縁郎にあたっては、関係的災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検急ける。 また確認を目例 1 情報処理 自治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析管質施定と関 1 情報処理 自治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析管質施定と対策を対象を対象を対していた必要な、資限(人員、予算、機材など)の調度等		<u>第1 目 的</u>	
生時の定念対策による形組みが、原民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを 扱り返り、その結果を地域が送計師学に反映するなど。防災、減災対策に生かすことと より、原、中町村の防災体制のの由とや、原民・人一人の防災意識の自たなど、防災に関 する取り組みの推進及びで後収力を発生時における被害の軽減に終する。 また、満まの大災等等については、時間の経路に伴う原化や特米的な災害経験者の高 齢化等に体い、災害に備えるための知恵や報酬が後世に語り能がれないことが懸念され るため、災害対応の特部を実施した際は、災害教訓の伝来資料として、記録集等の作成 に努める。 第2 被罪の実施 県、市町村及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初憩期から応急・復日期 の災害対応について、個別の災害ことに、等に問題及び課題等が生じたと思われる項目 を抽出し、「できたこと」、「できたかったこと」、「問題点」、「課題」、「政務の方面」等を 整理し、検討にあたっては、関係が災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立 かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。 立た検証項目例 1 情報処理 自治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等 2 資際容型 業務を実施するために必要な、管源(人員、予算、機材など)の調益等 3 指は「認意 災害対策本部内に必ける①指揮・認測、②決断、③本部事務局各グループ・原作各額 署・地方支部等の制分業務調整			
振り返り、その結果を地域が災計画等に反映するたど、防災・減災対策に生かすことに上り、県、市町村の防災体制の向上や、県民一人人の防災金融の向上など、防災に関する取扱の衛生の最終の管する。 また、遺名の大災告禁については、時間の解語に仕り風化や収率的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に確定るための知志や被測が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害被訓の伝承管科として、急寒集等の作成に努める。 第2 検証の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
より、県、市町村の防災体制の向上など、防災に関する取り組入の発進及が今後の災害発生時によれる破害の経過の信息及び今後の災害発生時によれる破害の作識など、強要の大災害経験者の高齢化等に伴い、災害に確とるための知恵を勢動が後世に第り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作或に努める。 第2 検疑の実施 県、市町村及び防災場係機関は、大規模災害が発生した後、初動場から応急・復日期の災害対応について、個別の災害とは、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できたかったこと」、「問題点」「弾器」、改革の方向」等を整理し、検証する。 なお、検証にあたっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かっ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。 よな検証項目例 1 情報処理 自治体などからの情報収集、災害対策を部内での情報共有・分析等 2 管理管理 業務を実施するために必要な、登潔(人員、予算、機材など)の講達等 3 指揮、調整 業務を実施するために必要な、登潔(人員、予算、機材など)の講達等 3 指揮、調整		<u> </u>	
する取り組みの推進及び今後の災害発生時における被害の経蔵に管する。 また、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や粉彩的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害な高の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。 及告対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。 第2 接証の実施 県、市町科及で助災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復回期の災害対応について、個別の変害さとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。 なお、検証にあたっては、関係助災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かっ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。 主な検証項目例 1 情報処理 日治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等 2 資源管理 業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材など)の調達等 3 指揮・調整 災害対策本部内における①指揮・統制。②決断、③本部事務局各グループ・県庁各部署・地方支部等の間の業務調整			
また、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や村来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。 第2 検証の実施 現、市町村及び防災関係機関は、大規核災害が発生した後、初動期から応急・復日期の災害対応について、備別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。 なお、検証にあたっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。 主な検証項目例 1 情報処理 自治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等 2 資源管理 素核を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材など)の調達等 3 指揮・調整 災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各グループ・県庁各部署・地方支部等の間の業務調整			
名ため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。 第2 検証の実施			
第2 検証の実施 県、市町村及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期 の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目 を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を 整理し、検証する。 なお、検証にあたっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立 かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。 主な検証項目例 1 情報処理 自治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等 2 資源管理 業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材など)の調達等 3 指揮・調整 災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各グループ・県庁各部 署・地方支部等の間の業務調整			
 県、市町村及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害対応について、個別の災害対応について、個別の災害が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。 なお、検証にあたっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。 主な検証項目例 情報処理 自治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等 資源管理業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材など)の調達等 指揮・調整 災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各グループ・県庁各部署・地方支部等の間の業務調整 		<u>に</u> 分める。	
 県、市町村及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害対応について、個別の災害対応について、個別の災害が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。 なお、検証にあたっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。 主な検証項目例 情報処理 自治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等 資源管理業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材など)の調達等 指揮・調整 災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各グループ・県庁各部署・地方支部等の間の業務調整 			
の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。 なお、検証にあたっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。 主な検証項目例 1 情報処理 自治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等 資源管理 業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材など)の調達等 3 指揮・調整 災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各グループ・県庁各部署・地方支部等の間の業務調整			
を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。 なお、検証にあたっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。 主な検証項目例		219 1 1102 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
整理し、検証する。 なお、検証にあたっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。 主な検証項目例			
なお、検証にあたっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立 かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。 主な検証項目例			
かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。 主な検証項目例 1 情報処理 自治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等 2 資源管理 業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材など)の調達等 3 指揮・調整 災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各グループ・県庁各部署・地方支部等の間の業務調整			
る。 主な検証項目例 1 情報処理 自治体などからの情報収集,災害対策本部内での情報共有・分析等 2 資源管理 業務を実施するために必要な,資源(人員,予算,機材など)の調達等 3 指揮・調整 災害対策本部内における①指揮・統制,②決断,③本部事務局各グループ・県庁各部署・地方支部等の間の業務調整			
主な検証項目例 1 情報処理 自治体などからの情報収集, 災害対策本部内での情報共有・分析等 2 資源管理 業務を実施するために必要な, 資源 (人員, 予算, 機材など) の調達等 3 指揮・調整 災害対策本部内における①指揮・統制, ②決断, ③本部事務局各グループ・県庁各部署・地方支部等の間の業務調整			
1 情報処理 自治体などからの情報収集, 災害対策本部内での情報共有・分析等 2 資源管理 業務を実施するために必要な, 資源 (人員, 予算, 機材など) の調達等 3 指揮・調整 災害対策本部内における①指揮・統制, ②決断, ③本部事務局各グループ・県庁各部署・地方支部等の間の業務調整			
自治体などからの情報収集, 災害対策本部内での情報共有・分析等 2 資源管理 業務を実施するために必要な, 資源 (人員, 予算, 機材など) の調達等 3 指揮・調整 災害対策本部内における①指揮・統制, ②決断, ③本部事務局各グループ・県庁各部 署・地方支部等の間の業務調整		<u> </u>	
2 資源管理 業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材など)の調達等 3 指揮・調整 災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各グループ・県庁各部署・地方支部等の間の業務調整			
業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材など)の調達等 3 指揮・調整 災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各グループ・県庁各部 署・地方支部等の間の業務調整			
3 指揮・調整 災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各グループ・県庁各部 署・地方支部等の間の業務調整		<u> </u>	
<u>署・地方支部等の間の業務調整</u>		3 指揮・調整	
		災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各グループ・県庁各部	
		署・地方支部等の間の業務調整	
<u>4 組織間連携</u>		4 組織間連携	

修正前	修正後	備考
	県庁外各機関(防災関係機関,国,市町村,都道府県,協定締結団体など)との調整	
	5 個別のオペレーション	
	救出・救助活動,広域医療搬送,物資の調達・輸送調整等	
	6 広報・相談	
	県民や県外への広報・相談等	
	7 計画やマニュアル	
	事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等	
	第3一検証体制	
	県、市町村及び防災関係機関は、災害対策本部事務局職員及び災害対策本部(事務局	
	及び各部局等)のほか、災害の規模等に応じ、庁内に部局横断的な検証部会の設置や外	
	部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。	
	第4 検証の対象	
	1 災害対策本部(県庁各部局等)	
	2 県内市町村	
	3 防災関係機関	
	4 県民	
	5 自主防災組織	
	6 支援自治体	
	<u>7 ボランティア団体 など</u>	
	第5 検証手法	
	県、市町村及び防災関係機関は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリ	
	ング調査のほか、防災関係機関との意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対	
	<u>応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模</u>	
	等に応じた検証を行う。	
	第6 検証結果と防災対策への反映	
	県, 市町村及び防災関係機関は, 検証結果については, 報告書や記録集等としてとり	
	まとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の	
	充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよ	

		했다. [다 소나 [77] - 그
보다 나이 보다 내 내가 가게 가장 글푸 [H][(風水害等災害対策編)	新旧対照表
		7911H 7111114X

4 - 8	災害対応の検討
1 0	- 7C ロ // 川 // フ / 田 l / -

修 正 前	修 正 後	備考
	<u>う努める。</u>	
	また、検証内容により国への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対し	
	て災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。	
	第7 災害教訓の伝承	
	県,市町村及び防災関係機関は,作成した報告書や記録集等,さらに検討に当たって	
	収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、	
	県民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓につい	
	ては、防災教育に活用するなど、県民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応	
	<u>に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。</u>	